

【緊急事態宣言期間中の本校の教育活動について】

令和3年4月25日、国から大阪府に対し緊急事態宣言が発出されました。また、本市の地域感染レベルが「レベル3」に引き上げられました。

本校におきましては、大阪府教育委員会・茨木市教育委員会の指示に基づき、4月25日から5月11日までの教育活動を以下の通り進めていくことといたしました。保護者の皆様にはご賢察いただきますようお願いいたします。

◎緊急事態宣言期間中（4/25～5/11）の基本的な考え方と教育活動上の対応について

- ・基本的な感染防止対策を徹底した上で、通常の教育活動を継続する。
- ・ただし、感染リスクの高い教育活動は制限する。

○感染リスクの高い教科活動等

以下に例を挙げるような、マスク着用等の感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動は実施しない。

各教科共通	マスクを常時着用の上、 <ul style="list-style-type: none">・グループ活動は行わない。・近距離で一斉に大きな声を出す活動は行わない。・自席での身体的な距離を確保したペア活動は可。
理科	<ul style="list-style-type: none">・グループ（班）での実験観察は行わない。・感染対策を実施した上で、理科室での授業は可。
音楽	<ul style="list-style-type: none">・合唱を行う場合は、マスク着用で児童の距離を前後左右とも2m(最低1m)とる。・合唱を行う場合、立っている児童と座っている児童が混在しないようにする。・連続した練習時間はできるだけ短くし、換気を徹底する。・リコーダーや鍵盤ハーモニカなどのマスクを外す楽器演奏は行わない。
図工	<ul style="list-style-type: none">・児童が近距離で活動する共同制作は行わない。・同じ材料や用具を共有する活動は行わない。
家庭科	<ul style="list-style-type: none">・調理実習は行わない。
外国語 外国語活動	<ul style="list-style-type: none">・児童が近距離でのペアやグループで行うコミュニケーション活動は行わない。・自席での身体的な距離を確保したペア活動は可。
体育	<ul style="list-style-type: none">・基本的にマスク着用。（マスクを外すときは十分な距離をあける。）・可能な限り屋外で実施する。屋内で実施する場合は、特に呼気が激しくなる運動は避ける。・組み合ったり接触したりする運動は行わない。 (柔道の対人稽古・ペアでの準備体操等)・集団で行う活動は避け、なるべく個人で行う活動とし、特定の少人数（2～3人程度）での活動（球技におけるパスやシュートなど）を実施する際は十分距離をあける。
その他	<ul style="list-style-type: none">・休み時間もマスク着用。